

■宿泊業向け 観光産業再生促進事業 公募開始!

補助金紹介

●申請期間は7月16日から9月26日、事業完了は来年2月27日まで

- ・この補助金は債務を抱えつつも再生能力があると見込まれる宿泊事業者を対象とするものです。
- ・宿泊事業者が策定した事業再生計画などに従って、事業再生に必要なシステムや備品の購入、設備の改善費用が補助されます。
- ・商工会では申請支援だけでなく、事業再生計画の策定支援を行っていますのでお気軽にご相談ください。

(補助対象経費) ①施設や設備の改修など

- ・共有スペース（フロント・ロビー等）や客室の改修など
- ・設備（エレベーター・空調・照明）の改修など
- ・顧客価値を毀損している施設や設備の撤去

②DX整備に係る費用

- ・システムやツールの改修・導入など

③その他

- ・①や②と連動して実施されるホームページの改修など

(補助率) 2/3

(補助上限額) 700万円

(補助対象事業者) 宿泊事業者かつ民間事業者（民泊を営む事業者は除く）

※補助機の採択にあたっての必須要件として

- ・事業再生アクションプラン（自主計画を含む）を策定していること
- ・事業再生アクションプランに対して、以下の条件のどちらかを満たすこと
 - ①金融調整（リスケジュールなど）を伴う事業再生アクションプランを策定し、対象債権者全員から「同意書」を取得していること
 - ②金融調整を伴わない事業再生アクションプランを策定し、メインバンクからの理解を得ていることを証明できる書類（様式あり）を取得していること

*小坂町商工会Instagram始めました。

事業者さんをご紹介しますので、フォローをお願いします。

